

## 鳥取県告示第 334 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 19 年度における自動車税（平成 19 年 4 月 1 日を賦課期日とするものに限る。）の収納の事務を委託したので、同条第 6 項において準用する同令第 158 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委託契約の相手方  
地銀ネットワークサービス株式会社  
株式会社ファミリーマート  
株式会社ポプラ  
株式会社ローソン
- 2 委託年月日  
平成 18 年 12 月 20 日